

# 星野高等学校学則

## 第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に精神に従い、中学校卒業者に高等普通教育を実施することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、星野高等学校と称する。

(位 置)

第3条 本校は、埼玉県川越市末広町 3 丁目 9 番 1 に置く。

## 第 2 章 学科及び収容定員

第4条 本校の学科及び収容定員は次のとおりとする。

普通科	1 8 3 0 人
商業科	1 2 0 人

## 第 3 章 修業年限・学年・学期及び休業日

(修業年限)

第5条 本校の修業年限は、3 年とする。

(学 年)

第6条 学年は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

(学 期)

第7条 学年を分けて、次の 3 学期とする。

第 1 学期	4 月 1 日から 8 月 31 日まで
第 2 学期	9 月 1 日から 12 月 31 日まで
第 3 学期	1 月 1 日から 3 月 31 日まで

(休業日)

第8条 休業日は次のとおりとする。

- 1 日 曜 日
- 2 国民の祝日（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- 3 県 民 の 日
- 4 夏季休業日 7 月 21 日から 8 月 31 日まで
- 5 冬季休業日 12 月 25 日から 翌1 月 7 日まで
- 6 春季休業日 3 月 25 日から 4 月 7 日まで
- 7 開校記念日

- 2 前項に掲げる休業日においても、教育上必要があり、かつやむを得ない事情があるときは、臨時に授業を行うことがある。また非常災害その他、急迫の事情があるときは、前項の規程にかかわらず臨時に授業を行わないことができる。

#### 第 4 章 入学・転学・退学及び休学

(入学資格)

第9条 本校の入学資格は、中学校卒業者又は、当該年度卒業見込の者とする。

(転入学及び編入学資格)

第10条 各学年に転入学できる者は、前学年の課程を修了し、当該学年の課程を履修するに相当と認められる者とする。

- 2 各学年に編入学できる者は、相当年令に達し、前各学年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学許可)

第11条 入学の許可は、選考のうえ、学校長がこれを行う。

(出願手続)

第12条 入学を希望する者は、本校所定の入学願書、その他必要書類に、審査料を添えて願い出なければならない。

(入学手続)

第13条 入学を許可された者は、本校所定の書類に入学金を添えて、定められた日までに入学手続をとらなければならない。

(転学及び退学)

第14条 生徒が、他の高等学校へ転学しようとするときは、所定の書類にその理由を明記し、保護者と保証人連署の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。

2 生徒が、退学しようとするときは、所定の書類にその理由を明記し、保護者と保証人連署の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。

(欠席、休学)

第15条 欠席・病気その他で1週間以上欠席する者は、医師の診断書を添えて、保護者から届け出るものとする。

2 休学・病気その他やむを得ない事情で3ヶ月以上登校の見込みがなく休学を希望する者は、その事由を具し、保護者が願い出て、学校長の許可を得なければならない。  
休学の期間は、原則として1年以内とする。

(復学)

第16条 休学中の者が復学しようとするときは、保護者が復学願を提出し、学校長の許可を得なければならない。

(留学)

第17条 生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、その事由を具し保護者が学校長に願い出て許可を受けなければならない。

2.前項により留学を願い出たときは、学校長は教育上有益と認める場合には留学を許可することがある。

3.海外留学は1年間を単位とする。

4.留学中の生徒が復学しようとする時は、その事由を具し保護者が学校長に願い出て許可を受けなければならない。

5.学校長は前項により復学を許可された生徒について、外国の高等学校における履修を本校における履修とみなし、30単位を超えない範囲で本校の履修単位として認定することがある。

## 第 5 章 教育課程及び卒業

(教育課程)

第18条 本校の教育課程は、別表に定める教科及び特別教育活動並びに学校行事等により編成する。

(卒業)

第19条 本校所定の全課程を修了した者には、卒業証書を授与する。

## 第 6 章 ほう賞及び懲戒

(ほう賞)

第20条 学業成績の優秀な者及び精勤者は、これを表彰する。

(懲戒)

第21条 生徒がこの学則その他、本校の定める諸規則を守らず、生徒の本分に反する行為をした時は、懲戒を加えることがある。懲戒は、訓告・停学及び退学とし、学校長がこれを行う。前項の退学は、次の各号の1に該当する者に対してこれを行う者とする。

- 1 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
- 2 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
- 3 正当の理由がなくて、出席常でない者。
- 4 学校の秩序を乱し、その他、生徒としての本分に反する者。

## 第 7 章 教職員組織

第22条 本校の教職員組織は次のとおりとする。

- |    |   |   |     |
|----|---|---|-----|
| 1. | 校 | 長 | 1名  |
| 2. | 教 | 頭 | 1名  |
| 3. | 教 | 諭 | 93名 |

4. 実習助手	7名
5. 養護教諭	1名
6. 事務職員	10名
7. 学校医	1名
8. 学校歯科医	1名
9. 学校薬剤師	1名

## 第 8 章 考査料・生徒納付金

第23条 入学検定料及び生徒納付金は次のとおりとする。

- |    |                   |           |
|----|-------------------|-----------|
| 1. | 入学検定料             | 25,000 円  |
| 2. | 入学金               | 250,000 円 |
| 3. | 施設費               | 50,000 円  |
| 4. | 授業料（月額）           | 26,500 円  |
| 5. | 施設設備費（月額）         | 10,000 円  |
| 6. | 施設設備充実費（月額）※共学部のみ | 10,000 円  |
| 7. | 図書費（月額）           | 200 円     |
| 8. | 冷暖房費（年額）          | 2,500 円   |
- 2 本校に在籍するものは、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
  - 3 既納の入学金は、理由の如何にかかわらず、返還しない。
  - 4 生徒が休学した時は、第 2 項の規定にかかわらず、授業料を免除することがある。

附 則 1.この学則は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。  
2.この学則施行に際し、必要な細則は学校長がこれを定める。

附 則 この学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

但し、入学検定料については、平成 10 年度入学者選抜より適用する。

附 則 この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。